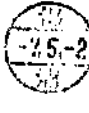
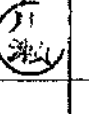


					迫 番	—		1 頁	
	市長	副市長	部長	調整監	課長	室長	係長	課員	担当
決裁印					 都市開発課 小倉 25-1 全 財務情報課				
事務所名					受 注 者	—			
件 名	令和7年度 大臣同意案件 市町ヒアリング				仕様書番号 第 号				
出席者	岐阜県 都市政策課 小林地域計画係長、葛山主任技師 瑞穂市 都市整備部 坂野部長 都市開発課 小倉課長、藤森係長 財務情報課 久保田				年 月 日	令和7年4月14日			
					場 所	県庁 11階会議室			
					打合せ方式	会 議 ・ 電 話			
					時 間	10:00~11:00			

<協議趣旨>

- ・ 令和7年度以降に区域区分の変更がある案件（大臣同意案件）の説明を国から求められているため、市として変更を予定している只越地区と横屋地区の説明を行った。

<決定事項>

(只越地区)

都市拠点（市役所）を市街化調整区域に配置することの説明が不足しているため、県の助言を受け、都市計画の観点から整理していく。

(横屋地区)

農政協議でもCエリアの確実性が求められるため、事業者の目途が必要になる（建物配置図等が必要）。

<主な協議内容>

(只越地区)

【県】市マスの中で、只越地域はどのような記載になるのか。

【市財】都市拠点の中に核となる2つのエリアを想定し、そのエリアを骨格道路で結び、その骨格道路の沿道を新たに公共公益施設用地として活用していきたいと考えている。

【県】ウォーカブルなまちづくりとは何か理解して記載してほしい。

【市財】今後、県から助言を受けながら整理していきたい。

(横屋地区)

【市開】 2月に説明した内容のうち案2はなくなり、案1で進むため、Cエリアの事業者の目途と地権者の了解を得てから、委託業務を発注する予定である。

【県】 農政協議でもCエリアの確実性を求められると思われるが、事業者の目途はあるか。

【市開】 商業系で3社が検討しているが、確定はしていない。

(その他)

【市開】 市マスタープランの改訂もあるため、その内容について県と協議を重ねていきたい。

打合せ記録簿

					追 番		—		1 頁	
	市長	副市長	部長	調整監	課長	室長	係長	課員	担当	
決裁印					都市開発課 					
					財務情報課 					
事務所名					受 注 者		—			
件 名	都市計画マスタープランの改定に関する相談及び横屋下吹地区の区域区分変更に関する事前調整				仕様書番号		第 号			
出席者	岐阜県 都市政策課 小林地域計画係長、葛山主任技師				年 月 日		令和8年2月13日			
	瑞穂市 都市整備部 坂野部長、江崎調整監				場 所		県庁 11階会議室			
	都市開発課 小倉課長、藤森係長				打合せ方式		会 議 ・ 電 話			
	草野主査				時 間		16:00~17:00			
<協議趣旨> 改定中の都市計画マスタープランの土地利用検討区域の位置付けについての相談や、横屋下吹地区の区域区分変更に関する事前調整を行った。 <決定事項> (市マス) - 土地利用検討区域について、都計審での提案や県の助言を踏まえて、市マスへの位置付け方を整理する。 (区域区分変更) - 市から提供した資料をもとに、県から中部地整へ事前調整を行う。 <主な協議内容> (市マスについて) 【市】これまでの県からの助言に基づき、只越地区を土地利用検討区域として市マスに位置付けた上で、新庁舎建設候補地の表明や都市計画手続きを行う形で進めてきたが、先日開催した都計審で「土地利用検討区域が広く、集約化の流れと逆行する形の土地利用である。庁舎のみ建てるのであれば、そのエリアのみを位置付けるべきではないか。」との提案があり、位置付け方に苦慮している。 都市計画部局としては、新庁舎建設検討委員会の中間答申を踏まえて、市の新庁舎建設に関する方針を示した上でないと、候補地のみを土地利用検討区域に位置付けるのは難しいと考えて										

おり、方針表明が市マス改定までの間にされない場合、市マスでの位置付けが後になってしま
うが問題ないか確認したい。その場合の今後の進め方について整理させていただきたい。

【県】都市計画法の手続きに沿っているかどうかポイントである。

都市計画は区域マスや都市マスに即して行うものであるため、過去にそのように助言している
が、都市計画手続きまでに市マスの改定が行えるのであれば手続き的には可能である。

【市】他市町の例では、市マス改定前に新庁舎位置に関する意思表示したり、新庁舎の設置条例を議
会に諮るなどしており、当市の進め方と違うとは認識している。公園等での利用について、ま
ちづくり計画に沿って設定するとしても、財政的な面もあり、目標年次までに事業を進めるの
は難しいと考えている。

あま市の事例では、新庁舎の位置付け前の市マス改定で、市街化調整区域の在り方や市街地拠
点に関する方針を土地利用構想で文章として整理して、その後の整備経過報告で新庁舎位置に
関する行政判断をしている。

【県】あま市は位置を決めた後、都市計画手続き前に場所を図示する形で再度市マスを改定している。

【市】2回に分ける形を検討し、今回の記載内容について再度整理する。

市役所は防災拠点になるので、アクセス道路は第二次緊急輸送道路にしなければならず、北方
多度線の改良の問題に直面している。

【県】立地適正化計画策定のタイミングで市マス改定という方法もある。今回の改定で土地利用構想
に対して民意を得られていれば、具体的な位置を反映させる形の改定を進めていくことになる。

【市】庁舎は都市機能誘導施設になるので、早めに位置を決めないと現位置で計画を策定すること
になる。合意形成にも時間を要すると思うので、進め方についても再度整理する。

(横屋下吹地区の区域区分変更について)

【市】昨年相談に伺ったときは、事業者が未定のエリアがあったが、3つのエリアの核となる事業者
が決まったので、来年度に区域区分変更図書の作成に着手していきたいと考えている。今回の
資料をもとに、中部地整との事前調整をお願いしたい。

【県】道路などを含め、どのエリアを市街化編入するのが分かる図面をいただきたい。

市マスの位置付けでは、地域生活拠点となっているが、これだけの大規模店舗が必要なのか市
マスとの整合を踏まえて整理していただきたい。

<今後の予定>

(市マス)

- ・土地利用の位置付けを2回に分ける形を検討し、記載内容について再度整理する。(市)
- ・新庁舎建設候補地に関して、中間答申を踏まえた行政判断の時期について検討する。(市)

(区域区分変更)

- ・編入区域が分かる図面を提供する。(市)
- ・市マスでの位置付けとの整合を整理した資料を送付する。(市)
- ・中部地整と事前調整を行う。(県)